

ニューカマー外国籍住民集住地域の比較研究に向けて¹⁾

——地域からとらえる視点の可能性——

松 宮 朝

1. ニューカマー外国籍住民と地域をめぐる問題

1990年の入管法改定施行以降、東海地方を中心にブラジル人を中心としたニューカマー外国籍住民²⁾の集住が進み、集住が進んだ地域を対象とした膨大な調査研究が蓄積されてきた。近年では、愛知県豊田市、静岡県浜松市、群馬県大泉町・太田市といった集住地域にとどまらず、宮城県塩竈市（高橋，2001）、茨城県水海道市（田村，2005）など、それまであまり注目されてこなかった地域でも調査研究が積み重ねられてきている³⁾。

しかし、こうした調査研究が蓄積される一方で、地域に焦点をあてた研究に対しては、これまで市場や国家の影響力を見ていないなど多くの批判が寄せられてきたのも事実である。地域ベースの研究がどのような意味を持つのかという問題である。筆者はこれまで主に愛知県西尾市において、地域における外国籍住民と日本人住民の関係に焦点をあてた地域ベースの調査研究を継続してきた（拙稿，2010a）⁴⁾。ここでの問題関心と得られた知見について簡単に整理しておく以下ようになる。それまで外国人の増加した地域では、ゴミ投棄のルール違反、違法駐車、騒音、自治会費等の徴収困難、子どもの不就学、住民間の摩擦などの「問題」が繰り返し指摘され、「問題」が発生するという位置づけが「常識」となっていた。しかし、西尾市で集住が最も進む県営住宅の調査から、こうした「問題」に対して、自治会に外国籍住民が役員として参加するしくみが作られ、外国籍住民への支援だけでなく、祭りや行事など外国籍住民主体の活動が行われることで、いわゆる「問題」が回避されたことを明らかにした。このように西尾市での団地の自治会を中心に、ブラジル人を中心とした外国籍住民の増加に対して、地域の一員として受け入れつつ、地域活動の役割を担うしくみが作られたという知見こそ地域から

とらえる視点の意義と考へ、「問題」ととらえる視点に対して疑問を投げかけたのである（拙稿，2008）。

その一方で、こうした知見に対しては楽観的すぎる、あるいは予定調和的という評価もあるかもしれない。特に、2008年秋からの経済不況にともない、日本で暮らす多くのブラジル人が失業した状況から考えれば、地域からとらえる視点の有効性に対して疑問が投げかけられているのも不思議ではないように思われる。全国レベルの調査からは4～5割のブラジル人の失業が報告された（拙稿，2010b）わけだが、ここには「フレキシブルな労働力」として経済動向に翻弄されるブラジル人の姿を見てとることができる。このような生活基盤そのものを揺るがす深刻な経済不況という大波に対して、地域はあまりにも無力ではないか。したがって、地域での定住化、生活基盤の安定化を重視した議論ではなく、労働市場の問題から定住化に留保をつける視点が圧倒的に正確であったことを示すという主張（樋口，2010a：55）が強く響くことになる。

この点について筆者は西尾市での調査をもとに、ブラジル人コミュニティが、居住地の自治会や支援団体と連携することで、スタッフのリクルート、子どもたちの情報把握やブラジル人コミュニティのニーズ把握が迅速に行われ、様々な施策を短期間に実質的な事業として展開することができたことを明らかにした。ここに、団地の居住地ベースの基盤が蓄積されてきたことの意義を認めたのである（拙稿，2010b）。もちろん、これは西尾市の事例分析からの示唆にとどまっており、ブラジル人を中心としたニューカマー外国籍住民のあり方一般を考える上で十分なものではないのは確かである。しかし、だからといって、地域という視点を完全に切り捨ててしまい無視できるとは思えない。そこで本稿では、地域に焦点

をあて、地域からニューカマー・外国籍住民の増加という現象にアプローチする手法の持つ可能性を再検討し、今後の研究に向けてのあり方を考えてみたい。こうした地域ベースの研究の限界とその可能性を見極めるために、まずは地域ベースの研究に向けられた批判を検討しておこう。

2. 地域に焦点をあてた研究に対する2つの批判

そもそも、地域に焦点をあて、地域からニューカマー・外国籍住民の問題をとらえる研究については、次のような根本的な批判がある。「世界的な移民研究の蓄積を踏まえた研究も、外国人に関する戦後体制という構造条件を視野に入れた研究も、実質的には存在しない。その結果、表面的に観察可能な現象形態を記述する以上に研究水準は上がらず、発見的な知見を導くこともなかった」(梶田・丹野・樋口, 2005: 22) というのだ。確かに、これまで積み重ねられてきた膨大な地域ベースの調査研究が、その量に見合うだけの質を備えているのかと問われた場合、十分にこたえる努力がなされてきたとは言えないかもしれない。また、都市社会学、地域社会学を基盤とした調査研究については、「エスニシティ研究は都市社会学ぬきでも成り立つ上、かえって都市社会学の枠組みがそれを歪めてしまう虞がある」(中筋, 2005: 225) という指摘もなされてきた。これは、都市や地域という視点からとらえることに意味はあるのかという問題である。これらはそれぞれ根本的な問題点を提起するものだが、批判のポイントとして大きく分けると、2つの問題が指摘されていることがわかる。

第1に分析枠組みとしての問題である。これは外国籍住民の問題をとらえる上で、地域に焦点をあてることによって構造的問題を見落としてしまうという問題だ。地域社会での外国人—日本人関係のような、地域の社会関係に焦点をあてることで見失う問題が多く、要因のとらえどころが間違っているため、ニューカマー・外国人自らのネットワークや組織形成が進んでいるという以上の知見がないとされる(梶田・丹野・樋口, 2005: 206)。これは単に外国人の労働場面を見ているか、生活場面を見ているのかという単純な問題ではない。なぜなら、地域の生活場面での日本人—外国人間の対立として見える問題も、地域の中にその要因はなく、労働場面の問題が大きく影響していることを重視しているからだ。

こうした主張の中心となるキーワードが、「顔の見えない定住化」である。「顔の見えない定住化」とは外国人労働者がそこに存在しつつも、社会生活を欠いているがゆえに地域社会から認知されない存在となることであ

る(梶田・丹野・樋口, 2005: 72-73)。「長時間労働」と「請負労働力化」によって日本の企業社会の論理に取り込まれ支配されることで、「フレキシブルな労働力」としてのブラジル人労働者は、生産活動の論理と地域・生活空間の論理のずれに引き裂かれ、地域社会に対する負担と、私的セーフティネットにしか頼ることのできない状況におかれる(丹野, 2007: 72-75)。こうした状況に対して、「市場が生み出す外部不経済を支払うのは地域社会であり、ブラジル人の『団地問題』の核心はそこにある」(梶田・丹野・樋口, 2005: 21)。したがって、地域で生じているように見える「問題」をとらえるには、地域という視点だけでは不十分であり、国家、市場という構造的要因を見過ごし、問題を矮小化してしまう点が批判されるのだ⁵⁾。

第2に、その帰結として、規範的理論としても問題を抱えたと批判される。新原道信が指摘するように、都市エスニシティ研究が「日本の地域社会の根本的な変動をふりかえるという営みは不十分なまま、いつのまにか既存の科学の枠の中に制度化され、「同質性」、「同化」を前提とした語りにも陥った点に対する批判(新原, 2006: 238)はその前提を厳しく問うものだが、さらに問題視されるのが、地域での「共生」を模索する視点である。都市・地域社会学者は問題の根本である市場という変数を無視して、適応の共生を主張し(梶田・丹野・樋口, 2005: 235)、この「共生」の言説は同化主義と変わらず、排除に与する言説さえ生み出す(同上: 285)。代表的な例として、小内らの研究(小内・酒井編著, 2001)は次のように批判されている。「『共生』という概念を用いる場合、それが複数性の自覚的な探求と結び付かない限り、結果的には単一性を再生産する危険性」があり、「『地域社会からみる』という」視点は「エスニック・マイノリティよりも地域社会=マジョリティの立場から現象を解釈する方法と裏腹である。このとき共生概念は、マジョリティが問題なくマイノリティを吸収しえているか、マイノリティに問題はないか、という同化主義的な問題設定を生み出しかねない。既存の都市・地域社会を分析の前提としてしまうと、『複数状況の単一的解決』を指向するという意図せざる結果をもたらすことになる」(樋口, 2006: 637)とする⁶⁾。そして、こうした共生論の孕む問題の具体的なケースとして、エスニック・ビジネスの発展は、日本語を使わない生活になり、日本人社会から隔離し、適応の阻害となるという小内らの視点(小内・酒井編著, 2001)⁷⁾に対して批判が向けられる(梶田・丹野・樋口, 2005: 234)。こうした共生論が行き着く先では、「共生が達成されるべき単位と

なったのは『地域社会』であるが、ここで国家に関わるものは除外され、そうであるがゆえに『外国人問題』が脱政治化されていく」（樋口，2009：8）という。したがって、実践的な課題として、地域に焦点をあてるのではなく、労働市場に対する規制と統合政策の必要性が強調される（梶田・丹野・樋口，2005：21）。

このように、分析枠組みとしても、規範的理論としても、地域からとらえる視点は重要な問題点を孕んでいるように思われる。こうした批判にこたえるためには、地域に焦点をあてた研究の知見を整理しておくことが必要である。ここでは、これまでの研究の中で一定の有効性が認められている、外国籍住民の増加に対する日本人の外国人に対する意識、日本に居住する外国人に対する施策という2つの領域に関する研究から見ていくことにしたい。

3. 日本人住民の外国人に対する意識と地域⁸⁾

外国人に対する日本人の意識については、これまで多くの研究がなされてきた領域であり、社会学だけでなく、偏見に関する社会心理学的研究などを含めると膨大なものになるが、近年の研究結果からは、以下の3つの理論が有力となっている。

第1に、居住地効果仮説である。これは住民の個人属性に還元できない「居住地の集合的特性」としての地域効果を重視するものである。具体的には、居住地の都市度、居住地の外国人人口比率に注目する接触頻度假説、特定のタイプの日本人の集住、特定のタイプの外国人の集住（松本，2006：10-11）などの仮説があり、地域における外国人人口が多くなると外国人に否定的であることなどが明らかにされている（大槻，2007：2）。外国人に対するイメージは、当該地区に多く居住する外国人によって規定されることが予想され（中澤，2007：79）、どのような外国人が意識されるのかによって異なる可能性がある（松本，2004）。実際に、集住地域を対象とした調査と、地域をランダムに選定した世論調査、意識調査では結果に違いが出るが、これは「外国人の居住度合いによって外国人に対する意識が異なる」（鈴木・渡戸，2002：8）ということであり、鐘ヶ江（2001）は、外国人人口比率の高い鈴鹿市の方が相対的に比率が低い川崎市よりも外国人に対する寛容性が低い点を明らかにしている。この居住地効果仮説は地域の効果そのものであるが、近年の研究で有力視されているのは、次に示す属性の効果である。

第2に、男性であるほど、年齢が若いほど、学歴が高いほど、階層が高いほど外国人に対して肯定的であると

いうように、個人属性が外国人に対する意識を規定するという理論が有力となっている。その中でも注目されているのは、階層の効果である。濱田（2008：218）が指摘するように、海外の研究では、外国籍住民人口の相対的割合が高い場合、外国人との競合が予想されるブルーカラー層、低収入層で増加するという“Group threat theory”が重視されている。日本でも群馬県大泉町、および愛知県豊橋市調査の分析から、ブルーカラー層で外国人に対する排他的な意識が見られることが明らかにされている（濱田，2008；2010）。ホワイトカラーであれば労働の競合がなく、ブルーカラーであると競合が生まれ、失業不安が排外意識をもたらすという「労働市場競争理論」（Nukaga，2006）、外国人を自らの経済的・社会的地位を低下させる存在として認知する、あるいは高齢層や低所得層で集合的アイデンティティの驚異を感じるという「脅威認知仮説」（永吉，2008：260）が、こうした階層的な個人属性の効果に関する理論的前提である。これは、地域ではなく、圧倒的に個人属性の効果を重視するものである。

これに対して、第3に、地域における社会関係が意識に関して及ぼす効果が挙げられる。具体的にはネットワークと接触の効果である。これらは外国人への意識に対する社会関係の効果に注目するもので、主に「日本人」との関係を問うのがネットワーク仮説であり、外国人との関係を見るのが接触仮説である。ネットワーク仮説について、伊藤（2000）は遠距離友人数、田辺（2002）はネットワークにおける異性比率や、男性でネットワークの親密性が高まるほど外国人に対する排他性を弱めるといった結果を明らかにしている。また、同質性の高いパーソナルネットワークとしては、親戚づきあいがあるほど（松本，2006）、近隣ネットワークがあるほど、伝統的な規範に意識をからめとられるため外国人に対して否定的であり、逆に広く、異質性の高い多様なネットワークがあるほど肯定的となるとされる（伊藤，2000；田辺，2002）。また、異質性の高いネットワークについては、田辺（2002）が指摘するように、多様な人々の価値観に触れることから排他性が弱まることが予測され、ボランティア参加独自の効果として、北九州市調査から「多文化志向」に対する効果が認められている（稲月，2004：88-89）。次に、接触仮説は、異なる人種や民族集団などの外集団との接触経験を通して、個人の外集団に対する偏見が軽減されるという仮説であり（大槻，2007）、これまで外国人の友人の有無に関する強い効果が確認されている（伊藤，2000：150；鐘ヶ江，2001）。いずれも地域における社会関係の効果を強調するもので

あり、第2の属性効果と対照的な視点である。

では、個人属性と地域における社会関係のどちらがより強い規定力を持つのだろうか。この点を明らかにするために、ブラジル人を中心としたニューカマー外国籍住民が集住する愛知県西尾市、静岡県旧浜松市（2005年7月の合併前の区域）、および長野県飯田市に居住する日本人住民の外国人に対する意識の分析を行った（山本・松宮，2010）。これらの分析から得られた知見は以下の点である。

ここでの分析結果は、外国人に対する意識が肯定的なのは、男性で、年齢が若く、学歴が高い層であるという、個人属性効果を追認するものだった。しかし、個人属性のみでは外国人に対する意識を十分に説明することができず、個人属性仮説の中心的な命題である階層に関する仮説が認められなかった。ブルーカラー層が外国人に対して排他的な意識を持つという群馬県大泉町、愛知県豊橋市調査での知見（濱田，2008；2010）、すなわち外国人との競合が予想されるブルーカラー層、低収入層で増加するという“Group threat theory”が、筆者らの調査データ分析からは認められなかったのだ。これは、階層という個人属性が外国人意識にダイレクトに反映されないということであり、個人属性以外の変数、具体的には、社会関係など地域の変数が有効であることを示唆する知見である。

さらに、ネットワーク、接触に関する変数と意識変数の効果に関する分析結果を確認してみると、「ブラジル人・ペルー人の近隣居住に対する意識」については、西尾市、飯田市のデータで「外国人とのつきあい」の有無が強い規定要因となっていた。つまり、「外国人とのつきあい」がある人の方が、「ブラジル人・ペルー人が近隣に居住すること」に対して肯定的で、外国人とつきあいを持つことによって「顔の見える」関係ができ、近隣住民として受け入れようという態度につながっていると推測されるのだ。これは明らかに外国人に対する意識研究における地域という変数の効果を示すものと考えられる。集住都市での「共生」という実践的な課題を考えた場合、地域での交流が持つ可能性を支持するというこの知見は、地域の変数の説明力を示すだけでなく、実践的な意義もあると考えられる。

4. 地方自治体の外国人施策⁹⁾

前節では外国人に対する意識をめぐる研究において、地域という変数が重要な意味を持つことを明らかにしたが、もう1つ、ニューカマー外国籍住民と地域をめぐる実践的なテーマとして、地方自治体の外国人施策が挙げ

られる。これまでの地方自治体を中心とした施策の推進状況を考えると、高畑（2001：160）が指摘するように、「地方自治体の主体性が生かせる分野」としての外国人施策という考え方も可能かもしれない。なぜなら、国レベルでは保障されていない外国籍住民の人権保障が、地方自治体において先駆的に認められてきたからである。

まずは地方自治体の外国人施策の歴史的展開を見ておきたい。関西の6自治体で公務員採用の国籍条項撤廃（1973年）、川崎市の児童手当の国籍条項撤廃（1975年）など、外国人の医療・福祉、就職、居住面という基本的人権保障において、地方自治体レベルの対応が国の取り組みに先行している。外国籍住民の住民投票への参加にしても、地方公務員への外国籍住民の採用、そして公営住宅入居の国籍要件撤廃のように、地方自治体は国に先行して施策を進めてきたのである。また、無年金の外国人高齢者・障害者に対する給付金支給に見られるように、地方自治体独自の外国人施策が見られたことも特記すべき点だ。

これまでの地方自治体による外国人施策の展開について山脇（2004）は、1970年代の在日コリアンの定住化と差別撤廃運動、1980年代の「地域の国際化」とニューカマーの増加への対応、1990年代以降のニューカマーの定住化と外国人施策の体系化という3段階に分けている。1980年代から徐々にニューカマー外国人への対応が意識されるようになるが、特に1990年代以降では、オールドカマー対応の施策、ニューカマー対応の施策、そして旧自治省の「地域の国際化」政策の3つの流れが組み合わさったところに、自治体の「外国籍住民施策」という領域が立ち上がったという（柏崎，2003）。さらに時代を追っていくと、主としてオールドカマーに対する外国人施策から、1990年代以降はニューカマーを対象とした外国人施策へと拡大していること、そして、特にニューカマーの集住が進んでいる都道府県、市町村で「多文化共生」を柱にした外国人施策の指針が出されてきている。

しかし、地方自治体独自の取り組みが活発に展開されるということは、同時に活発に施策の推進が進まない自治体があるということである。つまり、自治体間での格差が生まれるわけだ。この点について、高畑（2001）は、1997年の近畿地方における自治体の外国籍住民施策に関する調査に基づき、一般に外国人人口の多い自治体ほど施策が実施されやすいが、人権施策も牽引役を果たしていること、政令都市が施策の実施に先進的役割を担っていることなどを明らかにした。多文化共生セン

ター（2007）も、2005～2006年にかけて、都道府県、政令指定都市における外国人施策に関する調査を実施している。ここでは、「神奈川県や大阪市など、元々在日コリアン対象の指針や計画の策定が先行して存在し、これらをすべての外国籍住民を対象としたものへと改定した自治体が他の自治体を一步リードしている」（同上：145）ことが明らかとなっている。

では、ブラジル人を中心としたニューカマー外国籍住民の集住する地方自治体の間で、どのような地域間の違いが見られるのか。ここで筆者らが2006～2007年に実施した、愛知県内で外国人比率が相対的に高い自治体と外国人集住都市会議参加自治体の外国人施策の調査から見ておきたい。ここでの知見は以下の通りである。

第1に、外国人施策としては、外国人集住都市会議参加自治体では、翻訳・通訳等、国際交流についてはほとんど実施されている。全体としては、国際交流から翻訳・通訳等の住民サービスという流れが見られる一方で、自治体独自の多文化共生プランの策定の有無、外国人住民会議や、外国籍住民を対象とした調査、外国籍児童・生徒の不就学実態調査については、集住都市会議参加自治体と他の自治体では大きな差が見られた。

第2に、外国人施策を始めた経緯については、大阪、川崎などと比べオールドカマー施策のような外国人施策の蓄積がなかったこともあり、ほとんどの自治体で新たに立ち上げてきたものである。担当者の聞き取り調査からは、外国人施策の取り組みを進めたきっかけとして、「外国人が増えたから」、「集住地域があったため」、「国が動かないから自治体でやるしかない」というように様々な回答があった。その中で最も多かったのは、ニューカマー外国籍住民の増加が何らかの「問題」として認知され、地域住民からの声や要求によって動くというものである。その際、外国籍住民が直接行政に要求を行うのではなく、町内会等の要請にこたえる形で外国人施策が進んでいるのだ。この点が、在日コリアンを中心としたオールドカマーによって外国人施策が進んだ1990年代以前の動きと大きく異なる点である。

第3に、今後の方針については、社会経済的格差を意識しつつ、外国籍住民の増加に対応するだけでなく、地域の主体として位置づけ、外国籍住民の参加、総合的な教育支援を推進し、さらなる施策推進のために多文化共生センターを新規で設立した自治体も見られるようになった。その一方で、外国人施策に関する補助金を手厚くしたことによって「日本人」住民からの批判を受けるという理由で「受益者負担」にする方針も検討する事例も見られた。

このように、自治体の外国籍住民施策に地域間格差があることが明らかになったが、こうした外国人施策が地方自治体レベルでどのように立ち上げられるのか、そして、地域間の差異を生み出すどのような要因が存在するのかという点を詳細に分析することによって、外国籍住民をめぐる政策に対するローカルな実践の持つ影響力を見ることができるようと思われる。こうした方向性をさらに発展させる意味で重要となるのが、次に述べる、ニューカマー外国籍住民集住地域の比較研究である。

5. ニューカマー外国籍住民集住地域の比較研究

これまで見てきたように、地域という視点がニューカマー外国籍住民をめぐる研究に対して一定の意義を持つことが明らかにされたと思われる。他にも、「地方」労働市場という地域的要因の効果についての議論がある。これは、「日系人労働者を活動空間としての『地域』や『コミュニティ』との関係から捉えるのではなく、『地方』（ローカル）労働市場において分析しようとする積極的意義」（大久保、2005a：47）を主張するもので、具体的には首都圏と、周辺部に位置する地方工業都市で就労する外国人労働者の「社会層」が著しく異なる点が指摘されている（大久保、2005b）。大久保が明らかにしたように、必要とされる労働力の需給構造の違いが、外国人労働者の存在形態、「社会層」の差異となって二重に展開する（大久保、2005a：47）など、「地方」労働市場に基づく偏差が説明力を有する可能性¹⁰を示すものである。

もっとも、これまでの蓄積されてきた地域研究の限界を越えるためにはいくつか課題もある。それは、それぞれ個別の地域研究相互の対話が活発ではなく、各地域で実施された調査研究のデータを比較する動きも限られていることだ。つまり、調査対象地域の記述にとどまり、得られた知見、研究成果の相互参照、比較検討が十分に行われてこなかったのだ。そこで、次に見る研究の方向性が考えられる。

第1に、外国人居住の地域類型化の可能性である。代表的な研究としては、渡戸一郎（2006）による都市類型が挙げられる。渡戸は、「オールドタイマー中心—ニューカマー中心」と「大都市都心型、大都市インナーシティ型、大都市郊外型、鉱工業都市型、観光地型・農村型」をクロスさせた10類型により、地域類型ごとの差異に焦点をあてた分析を行っている。ニューカマー外国籍住民については、都築（1999）による、大泉町の「行政主導型」、浜松市の「民間主導型」、豊田市の「自治区主導・行政放置型」という3類型、および山本（2005）に

よる修正バージョンがあり、受け入れ主体からの地域類型化が行われている。もちろん、こうした外国人受け入れタイプによる類型化への批判（梶田・丹野・樋口、2005：248）はあるが、このような集住地域の地域類型から、地域に関する変数の持つ説明力の検証という展望も開けるだろう。

2点目として、こうした地域類型による研究を発展させる比較研究の可能性を指摘したい。地域ベースの研究に批判的な丹野清人（2007：218）も、愛知県における集住団地において、他の集住地域と比べて問題が発生している点を明らかにするために、公団、県住宅供給公社の方針の違いなど地域間比較から分析を試みている。こうした比較研究への志向は、これまで地域ベースの研究を主導してきた小内透らによっても意識的に行われている。小内は、群馬県大泉町、静岡県浜松市、愛知県豊橋市における比較から、集住地間の差異と共通性に注意を向けている（小内、2009a：14）。「外国人比率と居住形態などの違いが複合的に作用することによって、日本人とブラジル人の関係に地域間で異なった傾向がもたらされたことがわかる。ブラジル人の生活に大きな地域差はないものの、日本人とブラジル人の関係性のあり方に一定の地域差が見られ」（小内、2009b：174）るように、外国人比率の違い、居住形態の違いによって、問題の現れ方が異なるとする（小内、2009a：199）。その中でも、外国人の数と比率、地域特性、外国人増加の経緯、自治体による初期の対応の中で、現時点でもっともインパクトを与えているのは外国人の比率であるという（小内、2009b：171-173）。

また、集住地—非集住地の比較としては、俵による一連の調査研究が挙げられる（俵、2004；2006a；2006b）。石川県小松市、富山県高岡市などの非集住地では、集住地と比較して、ボランティア団体、自治会などの制度的資源がなく、市場媒介型システムも、集住地と非集住地では異なることを指摘する。集住地では「親類や母国から関係を継続している友人」が主な媒介的資源である一方で、非集住地では、「現地で知り合った人」が主な媒介的資源になりうる可能性が高い（俵、2004：17）。このように集住地と非集住地において、エスニック・コミュニティとエスニック・ネットワーク、日系人住民と日本人住民の関係、日系人の定住化において違いが見られるが、それは居住形態、移住プロセス、地域の労働市場という3つの要素が絡み合って相違が生じるためであるという（俵、2006a）¹¹⁾。

さらに、実践的な課題に対する応答という点では、次に見る集住団地の比較が重要である。これまでも、愛知

県豊田市の保見団地における県営と公団の問題発生の違いが指摘されてきた（梶田・丹野・樋口、2005：188）が、稲葉らはその対象地域をさらに広げ、群馬県伊勢崎市、東京都立川市、山梨県中央市、静岡県磐田市、三重県鈴鹿市、埼玉県川口市、千葉県八千代市、三重県四日市市の集住団地の比較分析を行っている（稲葉ほか、2008）。ここでは、自治会による取り組みについて、自治会執行部の並列体制型、NPOによる自治会協力型、自治会・行政・NPOによる三角体制型、広域自治会と行政による支援型という4つのモデルが示されており、ここから実践的課題に向けた提言が行われている¹²⁾。こうした地域類型、地域間比較から検討してみることが、地域からとらえる視点の有効性を考える上で重要な作業といえるだろう。

6. まとめにかえて

以上、地域に焦点をあてた研究に対する2つの批判に対して、これまでの研究の知見を再検討しつつ、その可能性を述べてきた。ここまでの議論をまとめると、地域の変数の効果が無視できない点、そして、これまでの地域ベースの研究の限界を乗り越えその可能性を広げる上で、比較研究という戦略の意義が明らかになったと思われる。こうした研究を進める上で特に確認すべき課題は以下の2点である。

第1に、「外国人問題」に対して、地域に焦点をあてることで、国家や市場という構造的問題を見落としているという批判に対して、地域に関連する変数によって説明されることは何かを確認した。地域での問題のあらわれ方の差異を説明することによって、その可能性の一端を示したものであり、こうした方向での研究を進める上では比較研究の強みが生かされるだろう¹³⁾。

第2に、規範的な理論としての共生論に対する批判にどのようにこたえるべきか、つまり、地域レベルの「共生の強制」につながらない、実践的な知見の導出はどのように可能なのかという問題がある。実践的課題として、これまで国家、市場が背景にとどまった理由を、稲月（2008：78）は、「望ましい民族関係」にいたる実践的道筋を模索した点を指摘し、社会→主体という規定だけではなく、主体→社会のベクトルを探ることを主張している。こうした指摘を踏まえるならば、地方自治体の外国人施策の研究から確認したように、「共生」モデルを押しつけるのではなく、地域で積み重ねられてきた様々な取り組みを検証し、比較することから、同質的ではない、排除型コミュニティとはならないあり方を見いだすことが課題となるだろう。

本稿はまだ準備段階の覚書にとどまるが、これまで積み上げられてきたニューカマー外国籍住民を対象とした地域ベースの研究成果を比較研究に開く上で論点を整理したものである。現時点では、それぞれの研究成果で得られた知見を十分に比較検討することができていないが、今後はこの作業の上に、ニューカマー外国籍住民に関する地域間比較を積み重ねていくことを課題とした。

注

- 1) 本稿はトランスナショナル研究会での報告（2010年5月26日、於名古屋市立大学）、および第3回東海社会学会大会報告（2010年7月3日、於金城学院大学）をもとに大幅に加筆修正を行い、再構成したものである。
- 2) 筆者はこれまで「外国籍住民」というカテゴリーを用いている。その意図は、「外国人」という属性カテゴリーや、「外国人労働者」という労働面を強調したカテゴリーに対して、外国籍の人々の居住者としての権利を重視するためである。もちろん、「外国籍」という国籍に基づいたカテゴリー設定となっている点など、いくつか問題を孕んでいるのも事実である。この点について、文脈は異なるが、島村（2010）は「在日朝鮮系住民」という呼称を提案している。その含意を踏まえると、「ブラジル系住民」、「南米系住民」という呼称が可能かもしれない。
- 3) この点に関連して、入管法改定直後の1990～1995年の間にブラジル人が激増した主なフィールドは、非集住地域・郡部であったことはあまり知られていない（浅野・今井，2008：252）。
- 4) 愛知県西尾市での調査研究については、拙稿（2008；2009；2010a；2010b）を参照いただきたい。
- 5) さらに言えば、こうした地域に対するまなざしを無批判に自明視することによって、外国籍住民が集住する特定の地域に「外国人問題」というスティグマ化を強化してしまう危険性がある。こうした角度から、樋口（2010b）は、「都市エスニシティ研究」の問題点を厳しく指摘している。これは、メディアによる報道だけでなく、地域に焦点をあてた研究自体が一役買ってしまったという問題であるが、この点については、松宮・余語（2010）で部分的に議論している。
- 6) 筆者の調査研究に対しても、同様に強い価値規範を押しつけているのではないかという批判もある。筆者による日本人のリーダー層の活動と既存の自治会活動主導の取り組みの評価に対して、「日本人側にある一定の理想像があり、それに適合的な行動を日系人がしたと考えているのではないか？」（都築，2006：122）といった指摘や、「柔らかな同化強要」、「強い生活指導」ではないか（同上：131）などの疑問が寄せられている。この点に対しては、外国籍住民と日本人住民が、同じ生活の場を共有するなかで蓄積された関係のあり方と、自治会運営スタイルを変えるという制度的対応によって支えられた生活文化が、既存の団地文化への同化を促したのではなく、外国籍住民の増加に対応して地域の既存の文化自体を再編していく点を示し、反論を試みている（拙稿，2010b）。
- 7) これは、何も研究者による言説ではない。「集住地域があるとだめ」、「分散型居住のA市はうまくいき、集住し、生活がブラジル人社会で完結しているB市はだめ」といった語りは、支援者側から多く聞こえてくる声でもある。こうした外国人の集住・分散という居住の影響については、後述するように、これまでの地域

- ベースの研究の比較をもとに、詳細に検討すべき課題と言える。
- 8) 本節は、山本・松宮（2010）の筆者による分担執筆部分を再構成したものである。
 - 9) 本節は、松宮・山本（2009）の筆者による分担執筆部分を再構成したものである。
 - 10) この点に関連して、研修生・技能実習制度の運用に関しても、地域ごとに異なる現実が生み出されていることが報告されている（松木・徐・谷口・木田・福田・黒田・田，2010，「研修生・技能実習生というもう一つの「デカセギ」①、②、③」、第35回地域社会学会大会報告レジュメ）。
 - 11) ただし、小松市ではコンフリクトがなく、高岡市ではコンフリクトがあるというように、非集住地間の差異もある（俵，2006b）。この点については、日系人住民と日本人住民の関係がそれぞれの地域の雇用状況によって違いが生まれるためという説明がなされている。
 - 12) 稲葉ほか（2010）では、さらに5つのモデルが提示され、踏み込んだ分析が行われている。
 - 13) こうした比較研究の可能性については、山口博史がより詳細な分析枠組みを提起している（「外国籍住民集住地域の比較研究④—鈴鹿市の特性と日系南米人支援活動団体の諸相—」2010年、第3回東海社会学会大会報告レジュメ）。

文献

- 浅野慎一・今井博，2008，「過疎地のブラジル人労働者と『都市のなりたち』」，浅野慎一・岩崎信彦・西村雄郎編『京阪神都市圏の重層的なりたち』昭和堂。
- 伊藤泰郎，2000，「社会意識とパーソナルネットワーク」，森岡清志編著『都市社会のパーソナルネットワーク』東京大学出版会。
- 稲月正，2004，「在日韓国・朝鮮人と日本人との民族関係を規定するものは何か」『西日本社会学会年報』2：83-96。
- 稲月正，2008，「民族関係研究における生活構造論的アプローチの再検討」『日本都市社会学会年報』26：73-85。
- 稲葉佳子ほか，2008，「公営住宅における外国人居住に関する研究」『住宅総合研究財団研究論文集』35：275-286。
- 稲葉佳子ほか，2010，「公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅における外国人居住に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』75(656)：2397-2406。
- 大久保武，2005a，『日系人の労働市場とエスニシティ』御茶の水書房。
- 大久保武，2005b，「外国人労働研究をめぐる分析の方法」『地域社会学会年報』17：205-210。
- 大槻茂実，2007，「外国人の増加に対する日本人の見解」『社会学論考』28：1-25。
- 小内透・酒井恵真編著，2001，『日系ブラジル人の定住化と地域社会』御茶の水書房。
- 小内透編著，2009a，『在日ブラジル人の労働と生活』御茶の水書房。
- 小内透編著，2009b，『ブラジルにおけるデカセギの影響』御茶の水書房。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人，2005，『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会。
- 柏崎千佳子，2003，「自治体と外国籍住民」，毛受敏浩編著『草の根の国際交流と国際協力』明石書店。
- 鐘ヶ江晴彦編著，2001，『外国人労働者の人権と地域社会』明石書店。
- 島村恭則，2010，『〈生きる方法〉の民俗誌』関西学院大学出版会。

- 鈴木江里子・渡戸一郎編著, 2002, 『地域における多文化共生に向けての基礎調査 Part 2』フジタ未来経営研究所.
- 高橋満, 2001, 「地域労働市場と社会的排除の構造」『東北都市学会研究年報』3: 2-17.
- 高畑幸, 2001, 「近畿地方における自治体の外国籍住民施策」『日本都市社会学会年報』19: 159-174.
- 田辺俊介, 2002, 「外国人への排他性とパーソナルネットワーク」, 森岡清志編著『パーソナルネットワークの構造と変容』東京都立大学出版会.
- 多文化共生センター, 2007, 『多文化共生に関する自治体の取組みの現状』.
- 田村クラウディア, 2005, 「『統合・インテグレーション』の準備とその促進政策」『社会学ジャーナル』30: 31-54.
- 俵希實, 2004, 「地域社会と外国人労働者の媒介的資源」『社会環境研究』9: 15-27.
- 俵希實, 2006a, 「日系ブラジル人の居住地域と生活展開」『ソシオロジ』156: 69-85.
- 俵希實, 2006b, 「日系ブラジル人の雇用状況と日本人住民と人間関係」『社会環境研究』11: 87-100.
- 丹野清人, 2007, 『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会.
- 都築くるみ, 1999, 「外国人受け入れの責任主体に関する都市間比較」『愛知学泉大学コミュニティ政策学部紀要』2: 127-146.
- 都築くるみ, 2006, 「外国人と多文化共生」, 玉野和志・三本松政之編『地域社会学講座3 地域社会の政策とガバナンス』東信堂.
- 中澤渉, 2007, 「在日外国人の多寡と外国人に対する偏見との関係」『ソシオロジ』160: 75-91.
- 永吉希久子, 2008, 「排外意識に対する接触と脅威認知の効果」『日本版 General Social Surveys 研究論文集』7: 259-270.
- 中筋直哉, 2005, 「分野別研究動向(都市)」『社会学評論』221: 217-231.
- Nukaga, Misako, 2006, “Xenophobia and the Effect of Education”『日本版 General Social Surveys 研究論文集』5: 191-202.
- 濱田国佑, 2008, 「外国籍住民に対する日本人住民意識の変遷とその規定要因」『社会学評論』233: 216-231.
- 濱田国佑, 2010, 「外国人集住地域における日本人住民の排他性/寛容性とその規定要因」『日本都市社会学会年報』28: 101-115.
- 樋口直人, 2006, 「分野別研究動向(移民・エスニシティ・ナショナリズム)」『社会学評論』227: 634-649.
- 樋口直人, 2009, 「『多文化共生』再考」『アジア太平洋研究センター年報』7: 3-10.
- 樋口直人, 2010a, 「経済危機と在日ブラジル人」『大原社会問題研究所雑誌』622: 50-66.
- 樋口直人, 2010b, 「都市エスニシティ研究の再構築に向けて」『年報社会学論集』23: 153-164.
- 松宮朝, 2008, 「外国人労働者はどのようにして『地域住民』となったのか」鶴本花織・西山哲郎・松宮朝編著『トヨティズムを生きる』せりか書房.
- 松宮朝, 2009, 「『縮小社会』化する地域社会と外国人」『地域社会学会年報』21: 35-48.
- 松宮朝, 2010a, 「これはなんのための調査なのか」『社会と調査』4: 19-25.
- 松宮朝, 2010b, 「経済不況下におけるブラジル人コミュニティの可能性」『社会福祉研究』12: 33-40.
- 松宮朝・山本かほり, 2009, 「地方自治体における外国籍住民統合政策」『多文化共生研究年報』6: 1-21.
- 松宮朝・余語建人, 2010, 「マス・メディアにおける『ブラジル人』言説の変容(上)」『愛知県立大学教育福祉学部紀要』1: 61-66.
- 松本康, 2004, 「外国人と暮らす」, 松本康編著『東京で暮らす』東京都立大学出版会.
- 松本康, 2006, 「地域社会における外国人への寛容度」, 広田康生・町村敬志・田嶋淳子・渡戸一郎編著『先端都市社会学の地平1』ハーベスト社.
- 山本かほり, 2005, 「外国籍住民の増加にともなう県営住宅の現状と地域的展開」『社会福祉研究』7: 71-81.
- 山本かほり・松宮朝, 2010, 「外国籍住民集住都市における日本人住民の外国人意識」『日本都市社会学会年報』28: 117-134.
- 山脇啓造, 2004, 「現代日本における地方自治体の外国人施策」, 内藤愛子・山脇啓造編『歴史の壁を越えて』法律文化社.
- 渡戸一郎, 2006, 「多文化都市論の展開と課題」『明星大学社会学研究紀要』26: 99-116.

附記

本研究は、2009年度 JICA 横浜研究費助成「経済不況下の東海地区における日系ブラジル人の実態および社会統合への課題」(研究代表: 山本かほり愛知県立大学教育福祉学部准教授)、および2009~2011年度科学研究費補助金若手研究(B)「人口減少社会における『フレキシブルな労働力』に関する実証的研究」(研究代表: 松宮朝)の研究成果の一部である。